

# 飲食業・観光業等顧客拡大促進事業補助金公募要領

## 1 趣旨

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による経済活動の冷え込みから、地域経済の活性化を図るため、地域資源や地域性を活かした新たな取り組みや既存事業の拡大等に取り組む者に対して、その費用の一部を補助する「飲食業・観光業等顧客拡大事業補助金」を設置しています。本要領では、事業者公募について委細を定めています。

## 2 言葉の定義

### (1) 地域資源

町内で生産されている1次産品や観光資源等、地域に存続している資源のことをいいます。

### (2) 共同体

補助対象者の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が「5者以上」により構成されている団体をいいます。

## 3 補助対象者（申請できる者）

地域資源や地域性を活かした新たな事業や既存事業の拡大等に取り組む個人、団体又は法人（以下「団体等」という。）で、以下の条件を全て満たす者が対象です。

(1) 町内に事務所又は住所を有している。

(2) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当していないこと。

(3) 申請事業において、関係法令による許認可等が必要な事業の場合、その当該許認可を取得していること、又は取得見込みがあること。

(例) 食肉製品を開発する場合、食肉製品製造業の許可を有しているか。等

※ 加工委託先が許可を有している等の場合は、当該許認可を持っていない場合もあります。

(4) 町税等の公租公課を滞納していないこと。

※調査の同意書により、町職員が調査します。

(5) 北海道が緊急事態宣言を発表した令和2年2月28日の時点において、日本標準産業分類の「中分類」又は「小分類」において規定されている次のア

からサのいずれかの項目に該当する事業を営んでいる者。

- ア 飲食料品小売業
- イ 機械器具小売業
- ウ その他の小売業
- エ 無店舗小売業
- オ 飲食店
- カ 道路旅客運送業
- キ 宿泊業
- ク 持ち帰り・配達飲食サービス業
- ケ 経済団体
- コ 洗濯・理容・美容・浴場業
- サ その他のサービス業

#### 4 補助対象事業

次のいずれかに該当する事業であること。

	補助対象事業	例
1	<u>新メニュー開発事業</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域資源を活用した新たな料理メニューの試作がしたい。</li><li>・お土産販売できる商品を開発したい。</li></ul>
2	<u>販路開拓・誘客 PR 事業</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・チラシの作成をして誘客活動がしたい。</li><li>・メニュー表を一新したい。</li><li>・イベント出展をして販路開拓したい。</li></ul>
3	<u>新ビジネスチャレンジ事業</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・飲食店がデリバリー事業を開始したい。</li><li>・夜に飲食店等の営業を行っていたが、昼間に別のビジネスをしたい。</li></ul>
4	<u>感染防止対策事業</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・注文を端末で可能にしたい。 (接触機会の低減)</li><li>・席を区切る仕切りを作りたい。</li></ul>
5	<u>共同チャレンジ事業</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・1 から 4 の事業を共同で取り組む場合  (5 者以上での構成が対象となります。)</li></ul>

※1 本補助金の交付は、1度限りとなります（個人、共同問わず）。

※2 本補助金の交付を受けた事業は、令和3年3月1日までに事業が完了しなければいけません。

## 5 補助対象経費

以下、「表1」及び「表2」のとおりとなります。

「表1」補助率・補助対象限度額

申請区分	事業区分	補助率	補助限度額
個人	(1) 新メニュー開発事業 (2) 販路開拓・誘客PR事業 (3) 新ビジネスチャレンジ事業 (4) 感染防止対策事業	補助対象経費の額に対して次のとおりとする。 (1)100,000円まで100% (2)100,001円から75%	<u>750,000円</u>
共同体	(5)共同チャレンジ事業	補助対象経費の額に対して次のとおりとする。 (1)共同する補助対象事業者数×100,000円まで100% (2)補助対象経費から上記(1)を除いた額×85%	<u>4,000,000円</u>

「表2」補助対象経費（個人・共同体 共通）

	経費区分	内容
1	報償費	専門家謝金 等 (例②) デザインを作成する方への謝金 (例②) 栄養成分分析に対する指導者への謝金
2	旅費	専門家費用弁償、公共交通機関利用費 等 (例①) 報償を支払った方に支払う移動に係る経費 (例②) イベント出展を行う際の公共交通機関利用費

3	需用費	<u>消耗品費、原材料費、印刷製本費、修繕費 等</u> (例①) 商品に張るラベルシールの用紙 (例②) チラシ・ポスターの印刷に係る費用 (例③) 消毒液等の感染症対策商品の購入 等
4	役務費	<u>通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料</u> (例①) 商品発送に係る費用 (例②) 商品を保管してもらうための費用 (例③) SNS 等の広告に掲載する費用 (例④) 事業期間中に係る PL 保険料 等
5	委託料	<u>デザイン委託、試作研究委託、外注加工委託 等</u> (例①) チラシのデザインに係る費用 (例②) 試作研究に係る費用 (例③) 商品外注製造に係る費用 等
6	使用料及び賃借料	<u>機材等レンタル料、サイト利用料 等</u> (例①) 試作品をつくるためにレンタル機材を用意する。 (例②) インターネットサイト利用料 等
7	負担金	<u>参加負担金 等</u> (例①) 販促イベント参加に係る主催者負担金 等
8	備品購入費 (備品に係る補助対象額は、 <u>個人 500,000 円、共同体 1,000,000 円までを限度</u> とする。)	<u>備品購入費</u> (例①) 新規事業を始めるのに必要な備品を購入したい。

※1 補助対象経費は、令和2年4月1日から事業完了までに要した経費を対象とします。

※2 補助対象経費のうち、国、北海道、厚真町または支援団体等から、本補助金以外の補助金等の交付を受けている場合は、又は、交付を受ける予定の場合は、その分を補助対象経費から除きます。

※3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

## 6 補助対象事業の決定方法

### 【第1次募集】

募集開始	7月 7日 (火)
応募締切	7月27日 (月) (必着)
審査日	7月31日 (金) (予定)
補助決定	7月31日 (金) (予定)

### 【第2次募集】

募集開始	8月 3日 (月)
募集締切	8月31日 (月)
審査日	9月 3日 (木)
補助決定	9月 3日 (木)

※予算の範囲内での補助となります。

※審査会は、審査員（役場関係課の上席）のみで行います。

申請者は、審査会への出席は不要ですが、産業経済課職員が、事前にヒアリングをさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

## 7 審査基準

申請のあった事業は、以下の審査基準で審査します。

審査点は、各評価項目5点満点とし35点を満点とする。

全審査員の合計点の平均が21点以上の場合適当であると判断します。

評価項目	評価の観点（具体的例）
妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業の趣旨にあう適切な事業であるかどうか。</li><li>・事業を行う必要性、重要度が高いかどうか。</li><li>・地域の地場産品が使われているかどうか。</li></ul>
計画性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案した事業を確実に遂行できる体制であるかどうか。</li><li>・資金調達のプランがしっかりあるかどうか。</li><li>・実施に対する熱意、活動実績があるかどうか。</li></ul>
効率性	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助をすることで効率的に効果が出る事業かどうか（費用対効果）。</li><li>・事業プランが合理的な手法で製造されているかどうか。</li></ul>
挑戦性	<ul style="list-style-type: none"><li>・手法に創意工夫が見えるかどうか。</li><li>・既存概念にとらわれていない事業かどうか。</li><li>・新規性がある事業であるかどうか。</li></ul>
感染症	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が盛り込まれた内容であるかど</li></ul>

対策	うか。
成長性	・事業実施により、申請者に経済回復効果がみられるかどうか。
波及効果	・本事業が他の団体等に参考となるような事例となりうるかどうか。 ・他の商品開発に好影響を与える事業となるかどうか。

## 8 申請方法

### (1) 提出書類 (全1部)

	提出書類
1	補助金等交付申請書 (厚真町補助等交付規則第6条様式)
2	事業計画書 (任意様式) ※プレゼン用資料等事業の内容がわかるように。
3	収支予算書 (任意様式) ※根拠となる見積書の添付もお願いします。
4	町税等の状況調査同意書 (飲食業・観光業等顧客拡大促進事業補助金要綱第6条様式第1号)
5	【共同体の場合】 共同体事業参加表明書 (飲食業・観光業等顧客拡大促進事業補助金要綱第6条様式第2号)
6	その他町長が必要と認める書類 ※当課から指示がない限り不要とします。

※共同体で申請する場合、5番の様式を構成された団体数分添付して下さい。

※プレゼン資料等を審査員に配布するため、プレゼン用資料等のデータ提出を  
求める場合がありますので、ご理解ください。

### (2) 提出方法

原則、産業経済課への持参とします。

データ等の提出を行う場合は、16問い合わせ先をお願いします。

## 9 補助の決定

審査終了後、事業が適当と認められる場合、補助金等交付指令書により通知します。

## 10 補助事業の変更

補助の決定を受けた者 (以下「補助決定者」という。) が補助事業の内容に変更が生じる場合は、速やかに次の書類を提出し、承認を受けなければなりません。

	提出書類
--	------

1	補助金等変更承認申請書（厚真町補助等交付規則第9条様式）
2	事業変更の理由がわかる書類（任意様式）

※町は、変更理由が適正であると認める場合は、「補助金等変更指令書」により通知するものとします。

## 1 1 実績報告

補助金決定者は、事業が完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

提出書類	
1	補助事業等実績報告書（厚真町補助等交付規則第13条様式）
2	事業報告書（任意様式）※事業の成果がわかるように。
3	収支決算書（任意様式）
4	補助対象経費に係る領収証等の写し
5	その他町長が必要と認める書類 ※当課から指示がない限り不要とします。

## 1 2 補助金額の確定

上記に掲げる実績報告書類の提出を受けて、内容が適当である場合は、「額の確定通知書」により補助決定者に通知するものとします。

## 1 3 補助金の支払い

補助決定者は、「額の確定通知書」により額の確定がされると、補助金の請求をすることができます。

その際は、請求書により補助金の請求を行ってください。

### （概算払請求）

原則、精算払いとするが、事業の性質上、事業の完了前に補助金の概算交付を受けなければならない場合、町長が認める場合概算払をすることができます。

概算払を受けようとする補助決定者は、厚真町補助等交付規則第10条様式に定める「補助金等概算払請求書」を提出して下さい。

## 1 4 補助の取り消し・返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取り消しをすることができます。補助金の決定を取り消した場合、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業が補助の交付を受けた当該年度内に完了しないとき。
- (4) その他町長が不相当であると認めたとき。

## 1 5 その他注意事項

- (1) 提出を受けた申請書類等は、返還いたしません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業以外には使用しません。
- (3) 申請や審査に要する経費（書類の準備費用等）は、申請者の負担となります。
- (4) 申請した事業内容が、第三者の著作権等に損害を与えた等のトラブルが発生した場合、町は一切関与せず、申請者の責任とします。
- (5) 審査結果に対する個別の問い合わせにはお答えしかねます。

## 1 6 問い合わせ先

厚真町 産業経済課 経済グループ

電話 0 1 4 5 - 2 7 - 2 4 8 6    F a x 0 1 4 5 - 2 7 - 3 9 4 4

メール [keizai@town.atsuma.lg.jp](mailto:keizai@town.atsuma.lg.jp)